

6 文科高第 1 5 2 6 号
令和 6 年 1 2 月 2 0 日

各国公私立大学長（短期大学を除く）殿

文部科学省高等教育局長
伊 藤 学 司

大学院入学者選抜実施要項について（通知）

標記の要項について、国公私立大学の団体の代表者及び学識経験者を構成員とする大学院入学者選抜ワーキンググループでの協議の結果、別紙のとおり合意されましたので通知します。

本件については、「2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～」(審議まとめ)(平成 31 年 1 月 22 日大学分科会)や「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」(令和 6 年 3 月 26 日)等を踏まえ、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを踏まえ定めるアドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜の実施や多様な入学者の選抜を工夫すること等について追記しています。

さらに、合理的配慮の提供や情報公表について、各法令等に基づいた対応に関しても追記しています。

各大学においては、令和 7 年度以降に実施する令和 8 年度大学院入学者選抜から、別紙の要項に基づき大学院入学者選抜を適切に実施するとともに、引き続き入学者選抜の工夫・改善を進めるようお願いいたします。

なお、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項第 4 号に基づく情報公表については、令和 7 年 4 月 1 日施行であるため、遺漏のないようお願いいたします。

【本件担当】

高等教育局大学教育・入試課大学入試室入試第二係
須貝、平松

T E L : 03-5253-4111 (内線 2495)

E-mail : gaknyusi@mext.go.jp

大学院入学者選抜実施要項

(令和6年12月20日6文科高第1526号文部科学省高等教育局長通知)

大学院入学者の選抜は、大学院の課程を履修するにふさわしい能力と素質のある者を、各大学院が学校教育法施行規則第165条の2の規定に基づき卒業認定・学位授与の方針(以下「ディプロマ・ポリシー」という。)や教育課程編成・実施の方針(以下「カリキュラム・ポリシー」という。)を踏まえ定める入学者受入れの方針(以下「アドミッション・ポリシー」という。)に基づき、公正かつ妥当な方法によって、受験機会や入試方法における公平性・公正性の確保を図りつつ実施するものとする。

その際、各大学院は、年齢、性別、障害の有無、国籍、経済状況、居住地域等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。

第1 募集人員

募集する人員は、所定の入学定員によるものとする。

第2 出願資格

大学院に入学を志願することのできる者は、法令の規定により大学院の入学資格を有する者及び大学院入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする。

第3 試験期日

- 1 試験期日は、原則として学生が入学する年度の前年度の7月以降当該年度中の期日で、各大学院が適宜定める。
- 2 秋季入学を実施する場合には、学生が入学する年度中の期日に試験を実施することができる。
- 3 入学願書受付期間及び合格者の決定発表の期日については、試験期日に応じて各大学院が適宜定める。

第4 入試方法

入学者の選抜は、学力検査※、口頭試問、面接、志望理由書、成績証明書等大学院が適当と認める資料により、入学志願者の能力・意欲・適性、学修の成果等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法によることが望ましい。

※専門科目の筆記試験等

また、上記の入試方法について、各大学院の判断により、入学者の多様性を確保する観点から入学定員の一部について多様な入学者の選抜を工夫することが望ましい。

なお、出身大学の指導教員の推薦状及び社会人志願者の場合の勤務先上司等の推薦

状については、原則として入学者選抜の必要資料とはせず、提出するか否かは志願者の任意にゆだねる任意提出資料とすることが適当である。

第5 募集要項等

- 1 各大学院は、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費等出願に必要な事項を記載した募集要項を、遅くとも試験期日の2か月前までに発表するものとする。
- 2 募集要項など大学院の学生募集に関する事項は、国内外の学生の流動性の向上及び社会人の受験機会の確保に資する観点から、できるだけ情報提供に努めるものとする。
- 3 学校教育法施行規則第172条の2各項に基づき、入学志願者の進路選択に資する情報（カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、学位授与の状況や修了者の進路状況など）を適切に公表するものとする。

第6 出願手続

入学志願者は、出願書類を取りそろえ、志願大学院に提出するものとする。

第7 注意事項

1 障害のある者への配慮

障害のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学修の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよう配慮する。

また、合理的配慮の内容を決定する際には、障害のある入学志願者一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話を行うこととし、事前相談の時期や方法について十分配慮しつつ、相談窓口や支援担当部署等を設置するなど事前相談体制の構築・充実に努めるとともに、申請手続きを明確に示しておくことが望ましい。

なお、入試における配慮の内容や受入実績を募集要項やホームページ等に掲載するなど、情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情報を公開すること。

2 入試情報の取扱い

学力検査における試験問題やその解答については、学校教育法施行規則第172条の2第1項第4号（令和6年9月30日公布、令和7年4月1日施行）に基づき、入学志願者の進路選択に資することを期するため、次のとおり取り扱うものとする。

① 試験問題については、原則として公表するものとする。

② 解答又は解答例等及び出題の意図（少なくとも学力検査に係る科目ごと）については、原則として公表するものとする。

上記のほか、小論文のテーマや口頭試問の内容等についても、積極的に公表することが望ましい。

なお、試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を記述すること等により問題の内容が明らかになるよう努める。

また、合格者の氏名や住所等、選抜を通じて取得した個人情報については、漏洩や選抜以外の目的の利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適切な取扱いに努める。

3 入学者選抜の実施に係るミスの防止

入学者選抜の実施に係るミスの防止に努めるため、入学者選抜業務のプロセス全体を把握した上で、ミスを防止するためのマニュアルを作成すること等により、業務全体のチェック体制を確立するとともに、入学者選抜に関わる者の責務を明確にし、責任を持って業務を行うよう注意を喚起する。

4 入学者選抜の公平性・公正性確保

入学者の選抜は中立かつ公平・公正に実施することを旨とし、試験問題の漏洩など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。

また、合否判定の方法や基準を明確に定め、あらかじめ募集要項等により公表し、それを遵守する。

さらに、合否判定は、中立かつ公平・公正な意思決定が行われるよう教授会や入試委員会等の会議体で行い、事後の検証が可能となるように評価のプロセスを記録する等、適切に実施すること。

なお、入学後の研究分野の確認等のため入学志願者と入学後に研究指導を希望する教員等との事前相談の機会を出願前などに設ける場合には、公平性・公正性確保の観点から、事前相談の範囲等のルールを明確化すること。

5 その他

所定の日程による試験実施が困難となるような不測の事態に適切に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築などについて、十分な検討・準備を行う。

第8 備考

そのほかの事項については、「大学入学者選抜実施要項」の当該記載も参考に対応するものとする。

本要項により実施し難い事情のある大学院は、募集要項の発表前に、（募集要項の発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やかに、）大学入試室に連絡する。